

議案第31号

磐田市立学校設置条例の一部を改正する条例の制定について

磐田市立学校設置条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

令和7年2月14日提出

磐田市長 草地博昭

磐田市立学校設置条例の一部を改正する条例

磐田市立学校設置条例（平成17年磐田市条例第97号）の一部を次のように改正する。

別表第1 磐田市立東部幼稚園の項を削る。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

磐田市立学校設置条例新旧対照表

現行		改正案	
別表第1（第2条関係）		別表第1（第2条関係）	
名称	位置	名称	位置
略		略	
磐田市立田原幼稚園	磐田市三ヶ野936番地1	磐田市立田原幼稚園	磐田市三ヶ野936番地1
磐田市立東部幼稚園	磐田市東貝塚205番地1	(削除)	
磐田市立磐田なかよしこども園	磐田市中泉2522番地2	磐田市立磐田なかよしこども園	磐田市中泉2522番地2
略		略	